

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字柏原字上双木九百五番一 他百五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 六千九百六十一立方メートル